

# 会則

## 相模 IT コーディネータ協議会 会則

平成 30 年 6 月 16 日

### 相模 IT コーディネータ協議会会則 (V2. 0)

#### 第 1 条 (名称)

本会は、「相模 IT コーディネータ協議会」(略称「相模 ITC」)と称する。

#### 第 2 条 (事務所)

本協議会は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

#### 第 3 条 (目的)

本協議会は、主たる活動領域を神奈川県とし、「IT コーディネータ制度」の趣旨に則り、以下の目的で活動する。

- (1) 地域の企業、組織の IT 化支援
- (2) IT コーディネータの社会的認知向上
- (3) 会員の相互交流と情報交換
- (4) 会員の相互研鑽

#### 第 4 条 (事業)

本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 地域の企業、組織の IT 化推進のための事業
- (2) IT コーディネータ制度及び関連諸制度の普及、広報活動
- (3) IT コーディネータ協会及び関連行政機関、諸団体との連携、協力
- (4) IT 化推進のための事例、技法等に関する調査、研修
- (5) 会員が行う IT コーディネータ活動への各種支援
- (6) 会員間の情報交換活動

その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

#### 第 5 条 (会員)

本協議会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に参加した個人で構成する。

#### 第 6 条 (役員)

本協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 幹事 若干名

#### 第 7 条 (役員を選任)

役員は、会員の互選により、総会出席会員の過半数の承認をもって選任する。

#### 第 8 条 (役員任期)

本協議会の役員任期は、1 年とし、再選を妨げない。

#### 第 9 条 (総会)

本協議会の総会は年 1 回以上開かなければならない。

第10条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

第11条（権能）

総会は、本協議会の最高決定機関として以下の事項について決定する。

- （1）役員を選出
- （2）会則の変更
- （3）活動計画および活動報告
- （4）その他の重要事項

第12条（議決）

総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

2. 賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

第13条（会計年度）

本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附則

本会則（V2.0）は、平成30年6月16日から発効する。